

# 名古屋都心まちづくりと連携した国道19号の空間利用 ～都市再生特措法に基づく特例道路占用によるにぎわい創出～

国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所

## 1. はじめに

名古屋都心部は、2027年度に予定されているリニア中央新幹線の開業を控え、さらなる魅力向上を図ることが急務となっており、官民協働でまちづくりが推進されています。

ところで、名古屋都心部は、名駅地区と栄地区という2つの中心核で構成され、この2つの中心核が広小路通及び錦通の東西の連携軸によって一体化されています。

一方、当事務所が管理する国道19号は、伏見通と呼ばれる区間がこの2つの中心核の間を南北に貫いて東西の連携軸である広小路通及び錦通と交差するとともに、桜通と呼ばれる区間が栄地区の北側を東西に走っています。

このため、国道19号（伏見通及び桜通）の空間利用に当っては、名古屋都心部、とりわけ栄地区のまちづくりとの連携が求められるところです。

そこで、当事務所は、国道19号（伏見通及び桜通）において、親しまれるにぎわいのある空間利用を進めるとともに、特に、東西の連携軸である広小路通と交差する国道19号（広小路伏見交差点）において、交通安全対策を目的とした交差点のコンパクト化などに当たり、ワークショップを開催してエリアマネジメントなどと連携した隅切り部の再整備及び空間利用を検討したところです。

本稿は、こうした取組みや、その結果実現した都市再生特措法に基づく特例道路占用によるにぎわい創出を紹介するものです。



## 2. 栄地区のまちづくり（エリアマネジメント）と国道19号の取組み

### (1) 栄地区のまちづくりと国道19号（伏見通・桜通）の取組み

栄地区では、平成25年6月、名古屋市によるまちづくりの基本方針として「栄地区グランドビジョン」が取りまとめられ、次表の左欄のとおり、これに則ったまちづくりが進められています。

そこで、当事務所は、国道19号（伏見通・桜通）の空間利用を進めるに当たって、次表の右欄のとおり、これと連携した取組みを進めています。

栄地区のまちづくり（「栄地区グランドビジョン」抜粋）			国道19号（伏見通・桜通）の取組み
(方針1) 公共空間の再生	道路	快適で魅力的な歩行者空間の形成	自転車道整備 広小路伏見交差点の隅切り部の再整備 ウイメンズマラソン前一斉清掃等
		にぎわい創出のための活用促進	特例道路占用区域指定
	久屋大通公園	パークPFIの活用による再整備	占用物件（セントラルブリッジ）への都市公園区域指定との調整
		広域避難場所としての防災機能強化	道路啓開計画との調整
	地下空間	地上の歩行者空間との連続性強化	地下街と沿道ビルとの地下連絡通路占用
	活用促進	エリマネ会社等による活用促進	エリマネ会社による特例道路占用
活用収益の地域活性化等への還元		観光案内看板等への添加広告占用	
(方針2) 民間再開発の促進	民間再開発ルールづくり		
	低利用地街区の開発や老朽化建築物の更新		
(方針3) 界隈性の充実	魅力的な界隈形成・エリマネ	地元主体の魅力的なまちづくり	都市再生整備計画と調整した広小路伏見交差点の隅切り部の再整備
		歴史文化などの界隈資源の活用	御園座周辺の沿道景観と調和した歩道整備
		歩いて楽しい歩行者空間の形成	沿道公開空地と連携した桜の植樹による歩道の再整備
	回遊性の向上	歩行者移動支援の充実	デジタルサイネージ及びシェアサイクルポートの特例道路占用

### (2) 栄地区のエリアマネジメント

栄地区は、地元の「栄ミナミ商店街連盟」などを主体とするエリアマネジメントが盛んな地区です。栄ミナミ商店街連盟を構成する5つの商店街組合が出資した「栄ミナミまちづくり株式会社」が、平成30年2月、都市再生推進法人の指定を受けて都市再生整備計画を提案し、名古屋市が、同年3月、この提案を踏まえ「栄・伏見・大須地区都市再生整備計画」を作成しています。

そこで、当事務所は、次章で詳述するとおり、国道19号（広小路伏見交差点）において、交通安全対策を目的とした交差点のコンパクト化などに当たり、ワークショップを開催して「栄・伏見・大須地区都市再生整備計画」のエリアマネジメント方針等との調整を図り、隅切り部の再整備及び空間利用を検討したところです。

#### (ア) 栄地区のエリアマネジメントの主な歩み

時期	主な歩み	補足
H19	「栄ミナミ地域活性化協議会」発足	
H25	「栄三丁目エリアマネジメント検討会」設立 「同作業部会」設立	地元の「栄中部を住みよくなる会」「栄ミナミ商店街連盟」及び「栄ミナミ地域活性化協議会」が共同設立
H27.04	「栄ミナミエリアマネジメント委員会」設立 「同社会実験協議会」設立	エリアマネジメント検討会及び同作業部会を発展的に改組

時期	主な歩み	補足
H28.04	栄ミナミエリアマネジメント社会実験開始	名古屋市管理道路で以下の社会実験を実施 ・デジタルサイネージ（7箇所） ・アーチ添加広告（3箇所） ・シェアサイクルポート（3箇所） ・有料駐輪設備（1箇所）
H28.11	「栄ミナミまちづくり株式会社」設立	栄ミナミ商店街連盟を構成する5組合が出資
H30.02	同社が、都市再生推進法人の指定を受けて、名古屋市に対し都市再生整備計画を提案	社会実験の成果を踏まえ、これを発展的に拡張した都市再生整備計画を提案
H30.03	「栄・伏見・大須地区都市再生整備計画」作成	名古屋市が、同社の提案を踏まえ、道路管理者及び愛知県公安委員会の同意を得て作成

(イ) 「栄・伏見・大須地区都市再生整備計画」のエリアマネジメント方針等

事業	活用制度		
	特例道路占用	特例都市公園占用	都市利便増進協定
デジタルサイネージ（広告塔）の設置・運営管理	○		○
アーチ添加広告（看板）の設置・管理	○		○
シェアサイクル事業の実施	○	○	○
有料駐輪設備（自転車等駐車器具）の設置・運営管理			○



(凡例) 都市再生整備計画の区域 (●●●●)の色分けは上表のとおり。  
 (※) 赤囲み(例●●●●)は、社会実験で先行設置



### 3. 国道19号（広小路伏見交差点）にぎわい創出ワークショップ

#### (1) ワークショップの目的

国道19号（広小路伏見交差点）において、交通安全対策を目的とした交差点のコンパクト化などに当たり、栄地区のエリアマネジメントなどと連携して、隅切り部の再整備及び空間利用によるにぎわい創出を目的としたものです。



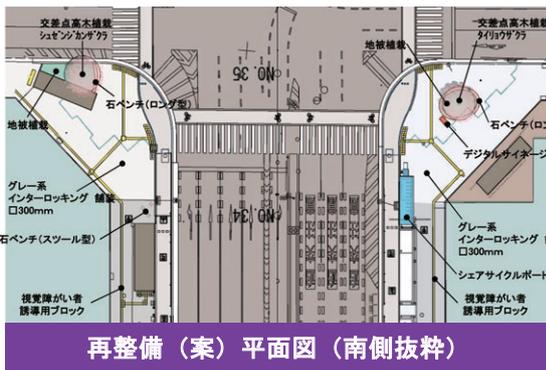
にぎわい創出ワークショップ

#### (2) ワークショップで導き出された意見

ワークショップは、平成28年6月、関係行政機関及び地元代表者などをメンバーとして設立され、5回の意見交換を経て、平成30年3月、次のとおり意見を導き出しました。

##### (ア) 広小路伏見交差点のコンパクト化などに伴う隅切り部の再整備

- ①歩行者動線の確保
- ②歩行者動線の支障にならない空間を、植栽帯及び溜り空間として活用
- ③植栽帯には、まちのシンボルとなる高木と不法投棄等の防止となる地被を植栽
- ④溜り空間には、休憩できるベンチを設置
- ⑤植栽帯の樹種、ベンチ並びに舗装材などの道路構造物は、維持管理性を考慮して選定
- ⑥自転車道の再整備に当たり、交差点部でも歩行者と自転車を分離



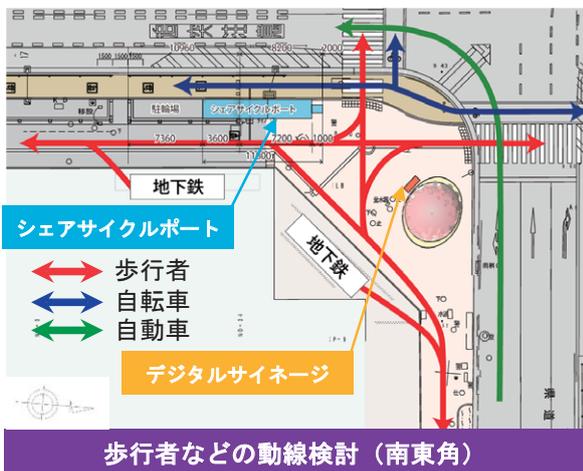
再整備（案）平面図（南側抜粋）



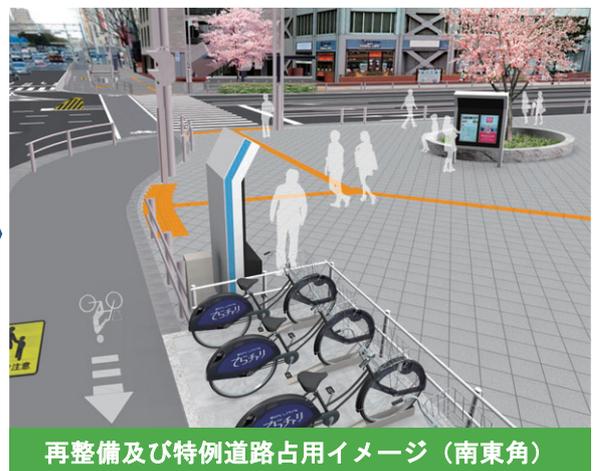
再整備イメージ（南西角）

##### (イ) 都市再生整備計画のエリアマネジメント方針等との調整

- ①名駅地区、伏見地区及び栄地区の回遊性の向上を目的として、地下鉄駅の上屋が無く有効幅員が広い南東角の隅切り部に、特例道路占用によってデジタルサイネージ及びシェアサイクルポートを設置
- ②歩行者などの動線を検討し、安全かつ円滑な一般交通の確保と特例道路占用物件の機能発揮とが両立するよう、植栽帯及びベンチなどの道路構造物並びに特例道路占用物件を配置
- ③栄ミナミまちづくり株式会社が、都市利便増進協定を締結し、特例道路占用物件周辺を清掃



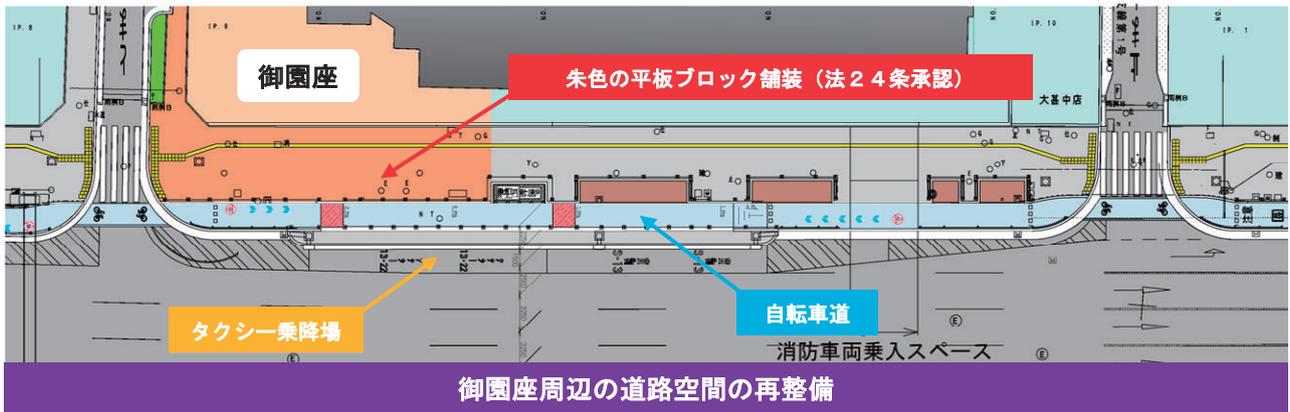
歩行者などの動線検討（南東角）



再整備及び特例道路占用イメージ（南東角）

(ウ) 御園座周辺の道路空間の再整備

- ① 芸所名古屋の文化発信拠点に相応しい沿道景観と調和した歩道整備
- ② タクシー乗降場の設置と自転車道横断時の安全確保のため、自転車利用者に減速等を注意喚起



## 4. 都市再生特措法に基づく特例道路占用

(1) 特例道路占用に至る主な動きなど

上記「3」で詳述したとおり、国道19号（広小路伏見交差点）において、交通安全対策を目的とした交差点のコンパクト化などに当たり、ワークショップを開催して「栄・伏見・大須地区都市再生整備計画」のエリアマネジメント方針等との調整を十分に図り、隅切り部の再整備及び空間利用を検討したことから、次のとおり、栄ミナミまちづくり株式会社及び名古屋市と連携し、道路管理者（中部地方整備局長）による都市再生整備計画への同意、特例道路占用区域指定、都市利便増進協定の締結、特例道路占用許可及び占用工事と交差点コンパクト化事業との同調施工に向けた調整を円滑に行うことができました。

（凡例）道路管理者の動き、栄ミナミまちづくり株式会社の動き、名古屋市の動き

時期	主な動きなど	補 足
H29.09	国道19号（広小路伏見交差点）にぎわい創出ワークショップ（第4回）開催	広小路伏見交差点のコンパクト化などに伴う隅切り部の再整備に当たり、 <u>都市再生整備計画のエリアマネジメント方針等と調整</u>
H30.02	栄ミナミまちづくり株式会社が、 <u>都市再生推進法人の指定を受けて、名古屋市に対し都市再生整備計画を提案</u>	ワークショップにおける調整結果を踏まえ、国道19号（広小路伏見交差点）における <u>デジタルサイネージ及びシェアサイクルポートの特例道路占用を含む都市再生整備計画を提案</u>
H30.03	「 <u>栄・伏見・大須地区都市再生整備計画</u> 」作成	名古屋市が、 <u>同社の提案を踏まえ、道路管理者及び愛知県公安委員会の同意を得て作成</u>

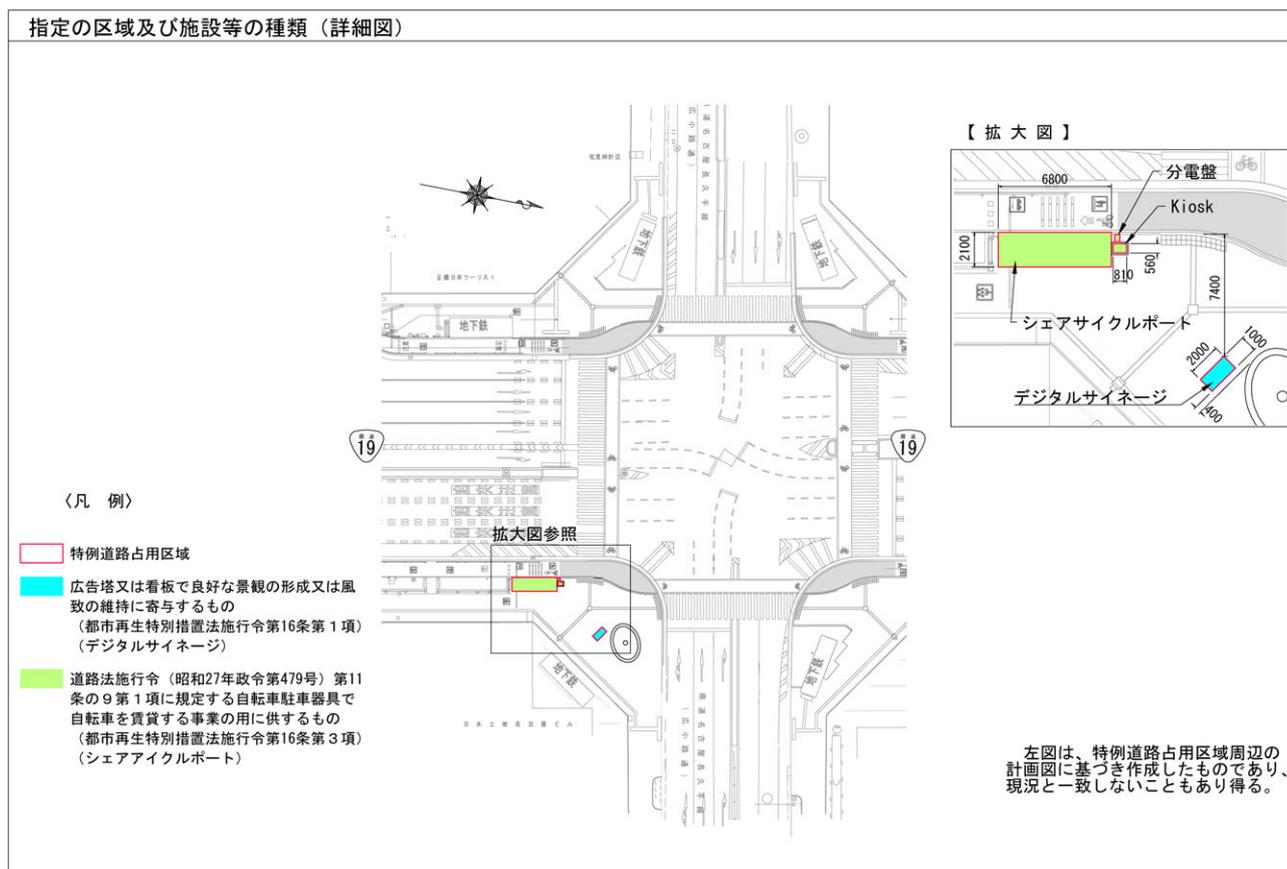
時期	主な動きなど	補 足
H30.09	<u>国道 19 号（広小路伏見交差点）において、デジタルサイネージ及びシェアサイクルポートの特例道路占用区域を指定</u>	道路管理者（中部地方整備局長）が、都市再生整備計画を踏まえ、名古屋市の意見を聴くとともに、所轄警察署との協議を経て指定
H30.09	<u>デジタルサイネージ及びシェアサイクルポート並びに周辺の清掃美化活動などを内容とする都市利便増進協定を締結</u>	<u>同社と道路管理者（中部地方整備局長）が締結</u>
H30.11～ （予定）	<u>デジタルサイネージ及びシェアサイクルポートの特例道路占用許可</u>	占用者は、都市再生推進法人（同社）
H30.12～ （予定）	<u>デジタルサイネージ及びシェアサイクルポートの占用開始及び設置工事</u>	<u>国道 19 号（広小路伏見交差点）のコンパクト化事業と同調施工</u>

## (2) 特例道路占用区域の指定及び都市利便増進協定の締結

都市再生特措法 62 条 1 項の規定に基づく特例道路占用の許可に当っては、道路法 33 条 1 項の政令で定める占用許可の基準及び都市再生特措法施行令 21 条に規定する「安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準」を満たすことに加え、次のとおり、特例道路占用区域の指定及び都市利便増進協定の締結が必要となります。

### (ア) 特例道路占用区域の指定

当事務所は、平成 30 年 9 月、次のとおり、都市再生特措法 62 条 1 項 1 号の規定に基づき、特例道路占用区域を指定しました。



### (イ) 都市利便増進協定の締結

当事務所は、都市再生特措法 46 条 10 項に規定する「道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるもの」として、平成 30 年 9 月、次のとおり、同法 74 条に基づき、都市再生推進法人（栄ミナミまちづくり株式会社）と都市利便増進協定を締結しました。

## 栄ミナミ地区都市利便協定書（抄）

栄ミナミまちづくり株式会社（以下「甲」という。）及び国土交通省中部地方整備局（以下「乙」という。）は、次のとおり都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第74条に定める都市利便増進協定を締結する。

**第4条** 本協定の対象とする都市利便増進施設の種類の、次の各号に掲げるとおり（中略）とする。

- 一 デジタルサイネージ（後略）
- 二 シェアサイクルポート（後略）

**第6条** 甲は、都市利便増進施設の協定区域内において、次の各号に掲げる取組を実施するもの（中略）とする。

- 一 都市利便増進施設の日常維持管理業務（巡回、点検及び清掃）
- 二 協定区域内における清掃等の美化活動の実施
- 三 協定区域内における異状発見時の報告の実施
- 四 協定区域内における路上違法看板の掲出抑制に関する啓発活動の実施
- 五 都市利便増進施設及びその協定区域内における放置自転車の整理及びマナー向上に関する啓発活動の実施
- 六 良好な景観形成に向けた掲出広告物の自主審査

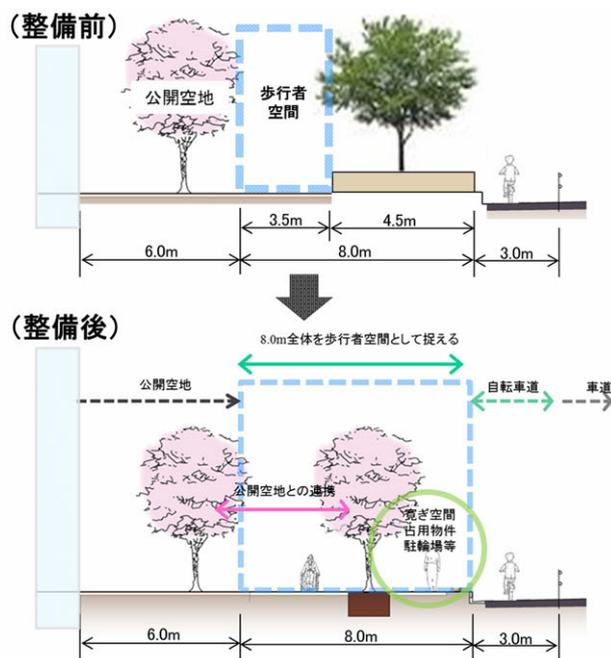
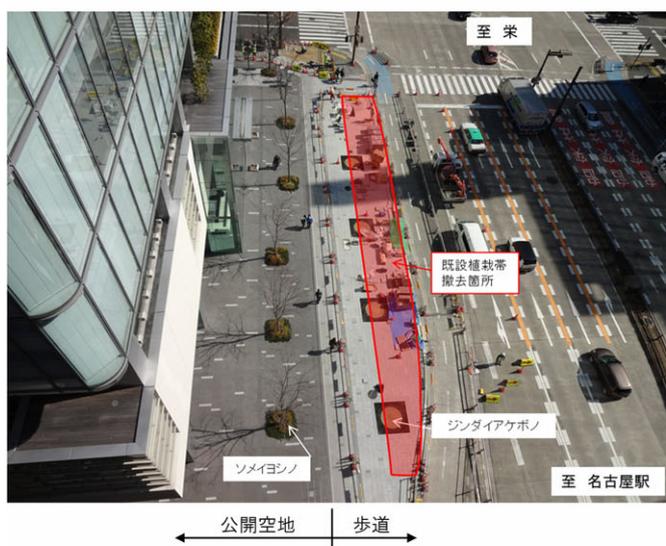
2 前項の日常維持管理業務や取組の実施に要する費用は、甲が都市利便増進施設において実施する事業で得た収益の一部を充当する。

## 5. その他の取組み

### (1) 桜の植樹による歩道の再整備

国道19号（桜通）において、にぎわい創出を目的として、次のとおり歩道の再整備に着手しました。

- ①沿道の公開空地と歩道の一体化などにより、安全でにぎわいのある歩道空間を形成
- ②早咲きから遅咲きの桜まで多種類の桜を植樹し、長く桜を楽しむ桜通を目指す



## (2) 名古屋ウィメンズマラソン前のボランティア一斉清掃

国道19号（伏見通及び桜通）は、名古屋ウィメンズマラソンのコースの一部となっており、全国から多数の女性ランナー及びその関係者が訪れます。

そこで、当事務所は、名古屋のまちに相応しい綺麗な道路空間で女性ランナーなどをお迎えするよう、平成29年3月から、名古屋ウィメンズマラソン前にボランティアによる一斉清掃を実施しています。

2回目となった平成30年3月は、ボランティア約270人が参加し、国道19号（伏見通及び桜通）などにおいて、約1トンのゴミを拾い集めました。



## 6. おわりに

当事務所が管理する国道19号（伏見通及び桜通）は、はじめに述べたように名古屋都心部を貫くメインストリートであることから、まちづくりと連携したにぎわい創出などの道路空間利用が求められます。

一方、都市間競争の高まりを背景として、まちづくりにおいては、地域特性を重視し地域価値を高める取組みが求められており、エリアマネジメント等の地元住民及び事業者等の主体的なまちづくりが期待されています。

こうした状況の中、国道19号（伏見通及び桜通）の空間利用の検討を通じて、まちづくりとの連携を視野に入れるとともに、関係行政機関のみならず、都市再生推進法人等のエリアマネジメント会社並びに地元住民及び事業者等との連携が重要であると感じています。

本稿で紹介した道路空間利用にご協力を頂いた皆様方に改めて感謝申し上げるとともに、本稿がまちづくりと連携したにぎわい創出などの道路空間利用の参考になれば幸いです。